

クリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習開催のお知らせ

クリーニング業法では、クリーニング所又はクリーニング取次所で働く従業員（クリーニング師及び業務従事者）の方は、研修や講習を定期的に（注）受けなければならないこととされています。

これらの研修及び講習を公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが、指定機関の公益財団法人全国生活衛生営業指導センターから委託を受けて実施しています。

（注）クリーニング師の方は業務に従事した後1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、クリーニング業務従事者の方はクリーニング所開設後1年以内に、従事者数の5分の1に当たる人数、その後は3年を超えない期間ごとに5分の1に当たる人数の方が受講しなければならないとされています。（取次所には、1店舗に最低1名の受講済みの方がが必要です。）

なお、クリーニング師の方が、クリーニング師研修を受講されている場合は、業務従事者講習を受講されたものとみなされます。また、継続受講の方は、受講時間が短縮されます。

令和3年度 クリーニング師研修・業務従事者講習の開催日程

開催年月日	会場名	時間	申込締切
令和3年11月28日（日）	サンセール盛岡 （盛岡市志家町1-10）	8：00～12：40	11/12（金）

○問い合わせ先

公益財団法人 岩手県生活衛生営業指導センター 盛岡市志家町3番13号（019-624-6642）

HP：<https://www.seiei.or.jp/iwate/cleaning.html>

全国地域安全運動

令和3年10月11日～10月20日

犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、家庭や事業所での安全確保、地域における防犯活動に取り組みましょう



【運動重点】

子どもと女性の犯罪被害防止

- ・ 見守り活動や防犯パトロールを強化しましょう
- ・ 関係機関との連携と安全情報を共有しましょう

特殊詐欺の被害防止

- ・ 被害実態を知り、地域ぐるみで被害を防止しましょう
- ・ 当事者意識を持って、抵抗力を高めましょう

鍵かけの励行

- ・ 鍵かけは、誰にでもできる防犯行動です
- ・ みんなで鍵かけを習慣にしましょう



セーフティイワて あんあん

～ なくそう犯罪 ふやそう笑顔 みんな大好き岩手県 ～
岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会・岩手県

【問合せ先】 消防安全課県民安全担当 (019-629-6871)

若者の消費者トラブルについて シリーズ 1 回目 / 全6回

令和4年4月1日から、成年年齢が18歳に引き下げられます。社会経験の少ない若者は悪質な業者のターゲットになるなど、消費者トラブルに遭うことが懸念されます。

そこで、今月からシリーズ全6回、若者に多い消費者トラブルの事例や相談先の周知を行っていきます。若者にかぎらず、周りの大人もぜひ参考にしてください。

若者の消費者トラブルを防ごう！① 契約

■ 成人（18歳）になると親などの同意なしで契約可能!?

成人になると一人で有効な契約ができますが、一方的に取り消すことはできません。

未成年者が親など（法定代理人）の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すこと（未成年者取消権）ができます。

■ 契約ってなに？

クレジットカードをつくる、アパートを借りる、スマホを買うなど、日々の買い物も契約です。契約書がなくても契約は成立します。

契約内容は事前によく確認し、支払いは可能か、本当に必要な契約かなどをよく考え、責任を持って契約しましょう。

■ 困った時どうする？

契約についてのトラブルが発生した時はひとりで悩まず、消費生活センターに相談しましょう。

専門的な知識を持った消費生活相談員が消費者トラブル解消のお手伝いをします。

消費者ホットライン188（いやや） ←最寄りの消費生活センターにつながります。



いわて消費者トラブル防止啓発キャラクター